

2014年7月31日

各位

第一フロンティア生命保険株式会社

～第一生命グループ～ 第一フロンティア生命
秋田銀行にて販売開始

プレミアレシーブ(外貨建)

定期支払金付積立利率変動型終身保険(通貨指定型)

第一フロンティア生命保険株式会社(社長:堤 悟、以下「第一フロンティア生命」)は、2014年8月1日より、株式会社秋田銀行(頭取:湊屋 隆夫)において、**定期支払金付積立利率変動型終身保険(通貨指定型)「プレミアレシーブ(外貨建)」**を販売開始いたします。

「プレミアレシーブ(外貨建)」の主な特徴

この保険は、通貨ごとに金利情勢に応じて積立利率を定め、その積立利率を定期的に見直すしくみの保険料一時払方式の外貨建の終身保険です。

この保険では、死亡保険金および定期支払金をお支払いします。

特徴1. 定期支払金が、指定口座に毎年自動的に振り込まれます。

- 定期支払金は、契約日から起算して1年経過以後、被保険者が生存している限り毎年、一生涯にわたってお受け取りいただけます。
- 定期支払金額は10年間一定です。積立利率保証期間が更新された場合には、見直し後の定期支払金額がつぎの10年間を通じ一定となります。

特徴2. 死亡保険金は、一時払保険料相当額が指定通貨建で最低保証されます。

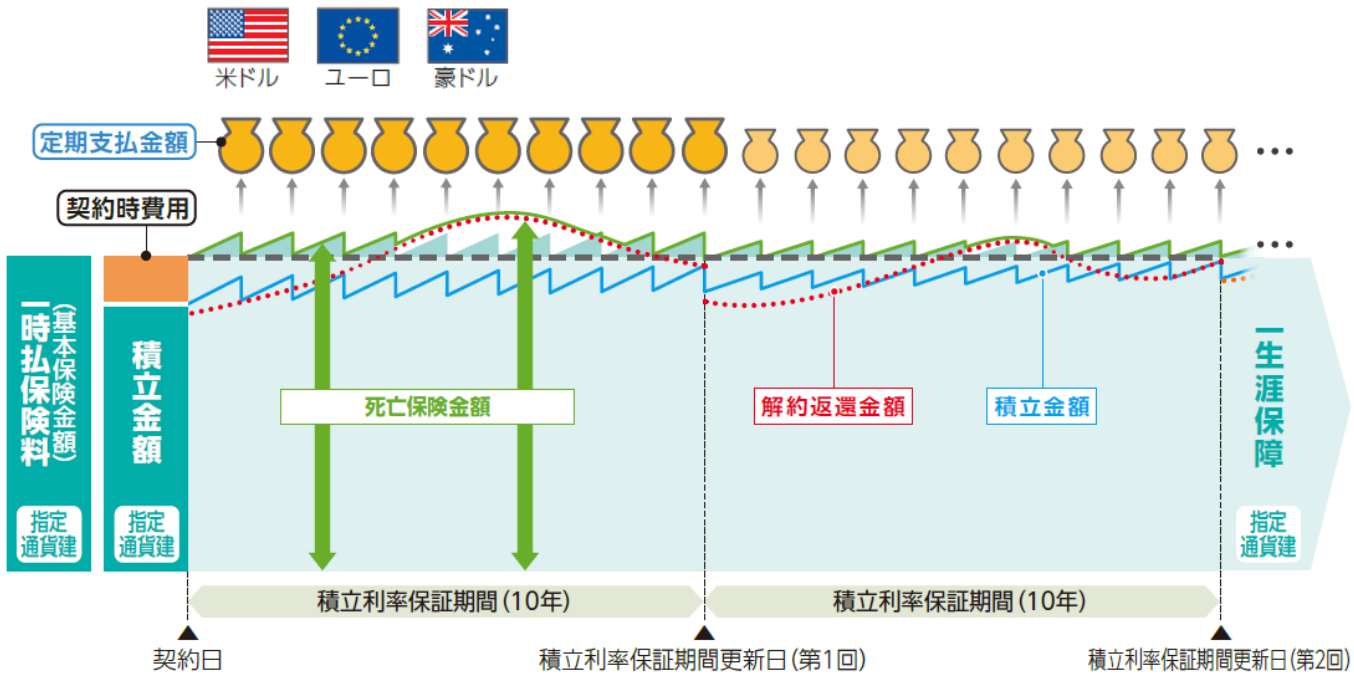
- 死亡保険金額は、被保険者が死亡した時のつぎのいずれか大きい金額となります。
「解約返還金額」 または 「基本保険金額 + 定期支払金額 × 経過月数 ÷ 12」によって計算される金額
- 死亡保険金額の計算にあたって、それまでに定期支払金を何回受け取っていても、その分の金額が差し引かれるものではありません。

※詳細は、次ページのしくみ図をご参照ください。

第一フロンティア生命は、今後も第一生命の伝統や理念を受け継ぎつつ、常にフロンティア・スピリット溢れる創造的な生命保険会社として、第一生命グループの総合力を最大限に生かし、お客さまのニーズに対応した商品・サービスをタイムリーに提供してまいります。

以上

【しくみ図】



※指定通貨は、米ドル・ユーロ・豪ドルからご指定いただきます。

※「保険料円貨入金特約」の付加により保険料を円貨で払い込むことや、「保険料外貨入金特約」の付加により指定通貨と異なる外貨で払い込むことが可能です。なお、「保険料外貨入金特約」の付加により、お払い込みいただくことができる通貨および指定通貨は米ドルまたは豪ドルです。

※上記しくみ図は、イメージを表したものです。将来の積立利率・定期支払率を示唆あるいは保証するものではありません。

【主なお取扱いについて】

基本 保険金額 (一時払 保険料)	最低	<table><tr><td rowspan="2">指定通貨で入金する場合</td><td>米ドル</td><td>ユーロ</td><td>豪ドル</td></tr><tr><td>30, 000米ドル</td><td>30, 000ユーロ</td><td>30, 000豪ドル</td></tr></table>	指定通貨で入金する場合	米ドル	ユーロ	豪ドル	30, 000米ドル	30, 000ユーロ	30, 000豪ドル
		指定通貨で入金する場合		米ドル	ユーロ	豪ドル			
			30, 000米ドル	30, 000ユーロ	30, 000豪ドル				
	<table><tr><td rowspan="2">「保険料円貨入金特約」を 付加する場合</td><td colspan="3">円貨</td></tr><tr><td colspan="3">300万円</td></tr></table>	「保険料円貨入金特約」を 付加する場合	円貨			300万円			
「保険料円貨入金特約」を 付加する場合	円貨								
	300万円								
<table><tr><td rowspan="2">「保険料外貨入金特約」を 付加する場合</td><td></td><td>払込通貨: 米ドル 指定通貨: 豪ドル</td><td>払込通貨: 豪ドル 指定通貨: 米ドル</td></tr><tr><td>払込通貨</td><td>30, 000米ドル</td><td>30, 000豪ドル</td></tr></table>	「保険料外貨入金特約」を 付加する場合		払込通貨: 米ドル 指定通貨: 豪ドル	払込通貨: 豪ドル 指定通貨: 米ドル	払込通貨	30, 000米ドル	30, 000豪ドル		
「保険料外貨入金特約」を 付加する場合			払込通貨: 米ドル 指定通貨: 豪ドル	払込通貨: 豪ドル 指定通貨: 米ドル					
	払込通貨	30, 000米ドル	30, 000豪ドル						
*保険料の払込単位は、円: 1万円、米ドル: 1米ドル、ユーロ: 1ユーロ、豪ドル: 1豪ドル									
	最高	5億円相当額※ ※第一フロンティア生命が毎年6月に定める為替レートで円換算します。 * 同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の終身保険に加入されている場合、死亡保険金額の通算限度があ ります。							
積立利率保証期間		10年(10年ごとに積立利率を更新します) ただし、積立利率保証期間更新日における被保険者の満年齢が96歳以上となる場合は、その日を最終の 更新日として、以後更新せず終身となります。							
契約年齢		0歳～85歳(契約日における被保険者の満年齢)							

諸費用	<特定のご契約者に負担していただく費用> 「年金支払移行特約」および「死亡給付金等の年金払特約」を付加して特約年金をお受け取りになる場合、特約年金受取期間中の毎年の特約年金支払日に、以下の費用を負担していただきます。		
	項目	費用	時期
	保険契約関係費 (年金管理費)※ 年金支払管理に 必要な費用です。	受取特約年金額に対して1.4% (円貨で特約年金を受け取る場合は0.35%)	年金支払開始日以後、 特約年金支払日に 控除します。
※特約年金額は、特約年金支払開始日以後、特約年金の支払いとともに上記の費用を控除する前提で算出されますので、費用が特約年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費(年金管理費)は2014年7月現在の数値であり、将来変更することがありますが、特約年金受取開始時点の保険契約関係費(年金管理費)は、特約年金受取期間を通じて適用されます。			
クーリング・オフ	この商品はクーリング・オフ制度の対象です。		

【解約・減額する場合のリスクについて(損失が生じるおそれ)】

- この保険は、解約、減額などの際に、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させる市場価格調整(※)を行うため、解約返還金額が一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

(※)市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための手法のことをいいます。このため、解約・減額の際の市場金利に応じて、解約返還金額が増減します。

【為替リスクについて(損失が生じるおそれ)】

- 為替相場の変動により、お受取時の為替レートで円貨に換算した死亡保険金額が、ご契約時の為替レートで円貨に換算した死亡保険金額を下回る場合や、お受取時の為替レートで円貨に換算した死亡保険金額、解約返還金額が、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

【外貨のお取扱いにかかる費用について】

- 保険料を外貨でお払い込みいただく際には、銀行への振込手数料などの手数料をご契約者に負担していただく場合があります。また、死亡保険金、解約返還金などを外貨でお受け取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費を負担していただく場合があります。当該手数料はお客さまの負担となります。

*上記の諸手数料は取扱金融機関によって異なります。

この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

このニュースリリースは保険募集を目的としたものではありません。詳細につきましては「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報) 兼 商品パンフレット」などを必ずお読みください。

(登)B14F142(2014.6.24)